

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第8号

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程の一部を改正する
規程

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条及び第28条」を「第26条及び第27条」に改める。

第4条第1項中「（医療職給料表(1)の適用を受ける会計年度任用職員にあっては、同条第2項に規定する割合）」を削る。

第5条中「（医師である会計年度任用職員にあっては、同条第2項に規定する割合）」を削る。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第19条第2項中「100分の215」を「100分の315」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。